

別紙

仕 様 書

1 総則

- (1) この仕様書は、種山畜産研究室種雄牛舎屋根修繕工事の施工に必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) 家畜伝染病予防法の関係法令を遵守し、家畜防疫に留意のうえ施工すること。
- (3) 当該施設工事後の種雄牛の家畜飼養管理業務（以下「飼養管理業務」という。）に支障をきたさない、良好なものとする。

2 一般事項

- (1) 受注者は、この仕様書及び設計図書に基づき実施するものとし、詳細な部分については発注者と受注者が協議のうえ、当該施設における飼養管理業務に支障がないよう施工すること。
- (2) 受注者は、発注者と当該修繕工事について打ち合わせを行うこと。この際協議した事項は書面確認した場合に限り効力を有するものとする。
- (3) 当該修繕工事は、施工対象施設の飼養管理業務の作業予定を確認しながら行うこととする。
ただし、種雄牛の緊急避難的な収容が生じる場合、発注者はその区域と工程変更等を受注者と協議することとする。
- (4) 受注者は、発注者が行う当該牛舎周辺での飼養管理作業（種雄牛の移動など）に留意し、支障が生じないように努めなければならない。
特に、外部からの入場に際しては防疫対策と車両等の安全確保について十分留意すること。
- (5) 工事前用原材料等は、発注者と協議し定められた場所に保管すること。
- (6) 作業を開始する際には、気象状況等に留意し事故を未然に防止すること。特に熱中症予防対策には留意すること。

3 工事概要

- (1) 施工対象施設の種雄牛舎の屋根は別添写真のとおりである。
腐食し損壊している棟木と天井板等の破損、屋根材の固定釘の脱落等により屋根が変形していることから、金具等の交換、屋根の板金補強をするものとする。
- (2) 木下地補強として、使用する金具は十分な施工実績と耐久性のあるものを使用することとする。
- (3) 屋根はステンレス傘ビスにし雪荷重に耐えうる十分な実績と耐久性のあるものを用いる。
また、雨漏りに耐えうるよう穴を補修するものとする。
- (4) 修繕工事により生じる廃材（廃棄物）は、受注者が処分するものとする。

- (5) 不良または不適切な材料を使用した場合、あるいは工事の不良、不適切な箇所等があったときは、発注者の指示により取替えまたは再施工すること。この場合の経費は受注者が負担するものとする。
- (6) 発注者は期間内に完成しがたいと認めたときは、従業員または設備の補充等必要な措置を求めることができる。

4 完了検査

- (1) 工事が完了したときは、次の項目について工事写真を提出すること。
 - ア 着手前及び完成写真
 - イ 使用部材等写真
 - ウ 施工工程写真
- (2) 引渡しは、当該工事の完成検査がすべて終了し、検査員が工事の完了を確認したうえで行うものとする。

5 その他

- (1) 本修繕工事の休工日は土曜日、日曜日、祝祭日、お盆休暇（8月13日～16日の4日間）とする。
ただし、施工の都合上、休工日に作業が必要な場合は、事前に発注者へ申し出ること。
- (2) この仕様書に記載した事項について、本来の目的を損なわないと認められる微小な事項に限り、発注者の承認を得てこれを変更することができる。